

補助対象となる耐震改修事業について

佐賀市耐震診断等事業費補助金交付要綱に定める「住宅」の耐震改修に関する事業については、以下のとおりとします。

1. 補助の対象となる木造住宅 ※木造以外の住宅については、別途ご相談ください。

- ①一戸建て住宅、長屋及び共同住宅
 - ②昭和56年5月31日以前に建築されたもの
 - ③店舗等の用途を兼ねるものについては、延床面積の過半が住宅であるもの
 - ④耐震診断の結果、評点が1.0未満のもの（※耐震診断は必須です。）
- 上記の①～④を全て満たすもの

2. 補助の対象となる工事について

耐震補強設計と耐震改修工事を一括で行う所有者等へ下記の金額で補助を行います。

①耐震改修事業

耐震診断の結果、評点が1.0未満の建物について耐震改修設計に基づき行う改修工事後の評点が1.0以上とする改修設計及び改修工事を一括で行うもの。

②段階的耐震改修

木造の戸建て住宅において、耐震改修事業を次に該当する第一段階と第二段階に分けて行う工事。

ア 第一段階 耐震診断の結果、評点が0.4未満のものを、評点0.7以上1.0未満にするため、耐震改修設計に基づき行う改修工事。

イ 第二段階 アにより補助金の交付を受けて耐震改修事業を行った住宅について、評点1.0以上とするため、耐震改修設計に基づき行う改修工事。

※耐震改修設計は、日本建築防災協会の「一般診断法」又は「精密診断法」によるものとする。

上記の工事のうち、耐震補強に係わる部分の工事が対象となります。リフォーム等の工事については、補助の対象外です。

(補助対象工事の例)

- ①筋交、金物、構造用合板等での補強工事
- ②基礎の補強工事（新設もしくは増し打ちなど）
- ③非常に重い屋根葺き材や重い屋根葺き材を、軽い屋根葺き材等に変更する工事

上記工事を施工するのに必要となる仮設費、撤去費（処分費含む）及び現状復旧費（下地・仕上げ含む）についても影響範囲（補強箇所の周囲1m）に限り対象とします。

※住宅については、「建替え」や「除却（解体）」については補助の対象外です。

3. 補助金の額

①耐震改修事業

補助対象経費（「2. 補助の対象となる工事について」を参照してください。）の80%以内で、戸建て住宅については、上限100万円となっています。

②段階的耐震改修

ア 第一段階 補助対象経費の80%以内で、上限60万円となっています。

イ 第二段階 補助対象経費の80%以内で、上限40万円となっています。

4. 注意事項 【申請者向け】

①耐震改修補助事業については、工事施工者は佐賀市内企業と契約するよう努めてください。

②耐震補強設計（工事後の評点が1.0以上となるもの、段階的耐震改修1段階目については、0.4のものが0.7以上1.0未満、2段階目については、1.0以上となるもの）が必要です。工事施工者もしくは設計事務所と協議し、補強計画を作成してください。（耐震補強設計についての補助はありません。）

※申請時は耐震補強設計等を依頼することが確認できる契約書や見積を添付してください。

③申請時の耐震改修設計による補強計画から変更が生じた場合については、変更の申請が必要です。

④施工業者との契約については、「補助金交付予定額決定通知書」の交付後としてください。交付決定前に契約された工事は補助の対象とできません。

⑤工事の実施について、申請年度内に完了（2月末までに実績報告）する必要があります。工期に余裕を持って申請をお願いします。

⑥工事が完了しましたら、一度工事施工者に補強工事費をお支払いいただき、その「領収書」の写しを実績報告の際に添付してください。手続きが完了しましたら、補助金の額を申請者の指定口座に振り込みます。

5. 注意事項 【工事施工者向け】

①補強計画に基づき、工事を行ってください。変更が生じた場合には、手続きが必要となりますので、ご注意ください。補強計画がない場合、施工者自ら作成が難しいときには、別途設計事務所等で作成する必要があります。（補強計画についての補助はありません。）

②見積り作成時は別紙【（参考）見積書】に記載しているように、補助対象工事費とそれ以外の工事費が分かるように記載し、補助対象工事については、補強箇所ごとに番号をつけ（補強計画図にも番号を記入する）、それぞれ分けて明細を作成してください。

- い。
- ③全ての補助対象工事箇所について、工事内容が分かるように、施工前・施工後（必要な場合は施工中も）の写真を撮影し、見積書の番号ごとに整理し、工事完了後の実績報告の際に提出してください。
 - ④交付決定後に申請者と工事の契約を締結してください。（実績報告時に契約書の写し添付が必要です。）
 - ⑤検査（中間もしくは完了）を行うことがあります。その際にご協力をお願いいたします。

**※申請者は補助の申請に係わる見積りを徴収する際に、
工事の施工者の方に、必ずこの書類をお渡しください。**